



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail: inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

小売業者やサービス業者を震撼させる 「サミット転倒裁判」

◆「サミット転倒裁判」とは

昨年12月8日東京地裁にて、小売業者やサービス業者のみならず、あらゆる事業者を震撼させる判決が出されました。

店舗の床に落ちていた天ぷらで転んだとして、35歳男性が東京のスーパー大手のサミットに損害賠償を求めた裁判の判決で、東京地裁は、サミットが安全管理を怠ったと認めて賠償を命じたというものです。

サミット側は判決を不服として控訴しており、控訴審での動向も注目されます。

◆転倒トラブル発生の経緯

サミット転倒裁判の経緯は次の通りです。男性は、レジ前通路付近に落ちていたカボチャの天ぷらで足を滑らせて転倒し、膝の靭帯を損傷しました。サミットは事故への対応として6万円余りを支払いましたが、男性側は通院慰謝料など約140万円の支払いを求めて提訴しました。

なお、問題の天ぷら総菜売り場は、客がトンゴで品物を取ってパックや袋に詰めるセルフ形式でした。

◆裁判所の実事認定と責任判断

裁判においてサミット側は、天ぷらの落下は例外的なケースで対策の義務はないと主張しました。裁判官も、天ぷらを落としたのは従業員ではなく他の利用客だったと認定しました。

しかし一方で、裁判官は、消費者庁のデータ等から、セルフ形式の販売では惣菜の落下も十

分想定されると指摘し、「混み合う時間帯で事故が発生する恐れは大きかったにもかかわらず従業員が安全確認を行っていた形跡はなかった」と認定し、店側が安全確認の徹底などで「物が落下した状況が生じないようにすべき義務を尽くさなかった」と判断し、サミットの責任を認めました。

ただし、原因の天ぷらが縦13センチ、横10センチの大きさだったことから、裁判官は、足元の注意を怠った男性にも過失があったとして、賠償額を約57万円に減額しました。

「サミット転倒裁判」の評価、転倒裁判例の傾向

◆店舗・施設側にとっては厳しい判決

天ぷらを落としたのは利用客だったと認定されているにも関わらず、店側の責任が問われるというのは、店舗や施設側にとってはかなりの恐怖でしょう。

カスタマーハラスメントが増加している近年の状況を考えると、サミット転倒裁判を悪用するモンスタークレマーが出てこないかという点も危惧され、地裁判決ながら影響の大きさが伺われます。

◆近年の転倒事故裁判の傾向

このような店舗や施設に高い義務を負わせる裁判は、今後も続くと思われます。

なぜなら、そもそも、店舗や施設側には、来店客や利用者がケガを負わないよう注意すべき義務があるからです。とりわけ、高齢者や障がい者が利用する施設では管理者に高い注意

義務が求められますが、不特定多数の利用客が出入りするスーパーも、この責任を免れるわけではなく、利用客の安全を侵害しないよう注意すべき義務があります。

この理屈は、スーパーだけでなく、学校や塾、病院やクリニック等、あらゆる施設に該当します。わが国は超高齢社会で、買い物をする高齢者の割合が増加しておりますので、店舗や施設側に高い注意義務を課す傾向はますます高まるでしょう。

「サミット転倒裁判」から学ぶこと～結果責任でなく、手続やプロセスの履践を重視

◆裁判例における責任判断のポイント

サミット転倒裁判を始め、最近の裁判例は、店舗や施設側に大きな責任を負わせています。しかし、これは「あらゆる事故の結果に責任を負わなくてはならない」という結果責任ではありません。

介護事故の約7割が転倒事故であるといわれています。以前は、とくに高齢者や障がい者施設における転倒事故に対して、有無を言わず施設側に責任を負わせるような過酷な裁判もありました。

しかしながら、最近はそのような一律に結果責任を問う判決は出ておらず、店舗や施設として現実的に対処可能な範囲内での対処を行っているか否かで責任の有無が判断されています。

つまり、現在の転倒事故裁判の趨勢は、「いかに合理的な対策の手続を尽くしたか？」というプロセスを重視して、事実関係を詳細かつ具体的に分析して責任を導く方法にシフトしているといえます。

例えば、雨が降れば傘の雫や濡れた靴により床が濡れることが予見できるので、滑りやすい材質の床やマットはそもそも避ける必要があります。また床が滑りやすくなっていればモップで拭くなどの適切な対処をして事故回避する義

務が施設側に認められるという風に考えます。

他方、そうした対処をしても、顧客が通常では想定できないような歩き方をしたために事故が発生したような場合には、顧客の自己責任として施設側の責任が否定されるわけです。

一見すると結果責任のように感じるサミット転倒裁判でも、スーパー側の責任は、セルフ形式の販売で惣菜の落下が予想できたのに、安全確認を行っていた形跡がなかったという手続違反に求められています。

◆店舗・施設事業者としての注意点

このように、裁判例は諸々の要素を考慮して、「事故を予想できたか？（予見可能性）」と「事故を防げたか？（回避可能性）」の責任を判断しています。

裁判例で考慮されている事情には、業態や構造に応じた危険箇所の検討、顧客層を考慮した適切な床材・マット等の内装設備の選定等があります。

また、近年の裁判例では、ハード面での対策だけでなく、監視体制や頻度の検討、清掃の頻度、顧客の動線と混雑緩和の方策、清掃後や悪天候時の注意喚起等のソフト面での対応も非常に重視されています。

店舗や施設の安全管理においても、裁判例における考慮要素を総合的に見て、実務上可能で適切な防止策の手続を講じる必要があります。

～当事務所よりひと言～

事業者が通常求められるレベルの安全配慮の手続を尽くしても防ぐことができなかった事故や、そもそも予想して対策をすることができないような突発的な事故については、事業者は賠償責任を負いません。とはいえ、近年の裁判例では、安全配慮義務を尽くしたと認められるために必要なハードルは高くなっています。

新年を迎えたこの機に、事故の予見と予防のため、店舗や施設内のハード面とソフト面のリスクチェックをしていただけたらと思います。